

## 独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 7 号

最終改正 令和 7 年 12 月 24 日 2025 情経企第 582 号 一部改正

### (総則)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人情報処理推進機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 21 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

### (給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、次の区分による。

- 一 基 本 納
  - イ 本 債
  - ロ 扶養手当
- 二 諸 手 当
  - イ 職務手当
  - ロ 地域手当
  - ハ 広域異動手当
- 三 住居手当
- 木 通勤手当
- ヘ 単身赴任手当
- ト 超過勤務手当
- チ 管理職員特別勤務手当
- リ 特別手当
- ヌ 寒冷地手当
- ル 宿日直手当
- ヲ 在宅勤務等手当
- ワ 監視手当
- カ 業務調整手当

### (職務の区分)

第 3 条 納与の支給基準となる職務の区分は、次のとおりとする。

- 一 センター長、副センター長、特命担当部長及び部長 1 等級
- 二 シニアエキスパート 1 等級～2 等級

- 三 副部長、グループリーダー、室長、プロジェクトチームのチーム長、エキスパート及び調査役 2等級
- 四 サブグループリーダー及び主幹 3等級
- 五 主任 4等級
- 六 一般職員 5等級～6等級

(給与の支給日及び支給方法)

- 第4条 職員の給与(特別手当、寒冷地手当及び通勤手当を除く。以下次項において同じ。)の支給日は、毎月18日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の基本給、職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当及び業務調整手当並びに前月分の超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、在宅勤務等手当及び監視手当とする。
  - 3 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(本俸の決定)

- 第5条 職員の本俸は、月額とし、その額は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、別表第1の俸給表により定める。

(初任本俸)

- 第6条 新たに採用する者の初任本俸は、次のとおりとする。
- 一 新制大学卒業者 5等級9号俸
  - 二 新制短期大学卒業者 6等級21号俸
  - 三 新制高等学校卒業者 6等級13号俸
  - 四 新制中学校卒業者 6等級1号俸
- 2 学校卒業後1年以上を経過した者の初任本俸は、前項の基準のほか職歴及び経験を勘案して定める。

(昇給等)

- 第7条 昇給は、職員各人の能力評価等の勤務成績に応じて行うことができる。
- 2 職員の俸給月額がその属する等級における俸給の幅の最高額である場合には、その者が同一の等級にある間は昇給しない。
  - 3 減給又は降格の基準等については、別に定める。

(昇給の時期)

第8条 職員の昇給の時期は、毎年7月1日とする。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族の範囲は、次に掲げる親族であって、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。
  - 一 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子
  - 二 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（別表第1の1等級に格付けされた職員（以下「1等級職員」という。）にあっては、3,500円）とし、同項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき13,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、その職員は、ただちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって

終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者がないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者がない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - 三 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係わるものがある 1 等級職員が 1 等級職員以外の職員となった場合
  - 四 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 1 等級職員以外のものが 1 等級職員となった場合
  - 五 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

#### （職務手当）

- 第 11 条 職務手当は、次の各号の一に掲げる職務にある職員に対して支給する。
- 一 センター長、副センター長、特命担当部長、部長、シニアエキスパート、副部長、グループリーダー、室長、プロジェクトチームのチーム長、エキスパート及び調査役
  - 二 サブグループリーダー及び主幹
- 2 職務手当の額は、別表第 2 に掲げる職務の区分及び等級に応じ、それぞれ同表に定める職務手当の額とする。
- 3 職員の前項の規定による額が、独立行政法人情報処理推進機構役員報酬規程第 3 条第 1 項に規定する役員の最低の月例支給額及び同規程第 3 条第 2 項に定める地域手当の月額の合計額に 112 分の 100 を乗じて得た額と、その者が受けるべき基本給の月額の合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当は、同項の規定にかかわらず、その差額未満の額として別に定める額とする。

#### (地域手当)

第12条 地域手当は、別表第3に掲げる支給地域に所在する事業所に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、基本給及び職務手当の月額の合計額に別表第3に掲げる支給地域に応じて、それぞれ同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する事業所に在勤する職員が、その事業所を異にして異動した場合又はその事業所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事業所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合と権衡上必要があると理事長が認めた場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に勤務する事業所に係る地域手当の支給割合が当該異動等の前日に勤務していた事業所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に勤務する事業所が同項に規定する事業所に該当しないこととなるときは、当該職員には当該異動等の日から2年を経過するまでの間、本俸、職務手当、扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）から派遣されて引き続き職員となり、第1項に規定する事業所以外の事業所に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、同項の規定に準じて地域手当を支給する。

#### (広域異動手当)

第12条の2 職員がその在勤する独立行政法人情報処理推進機構組織規程第2条に定める組織（以下この条において「事業所」という。）を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき独立行政法人情報処理推進機構広域異動手当支給細則（以下この条において「支給細則」という。）で定めるところにより算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下

この項において同じ。) がいずれも 60 キロメートル以上であるとき (当該住居と事業所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として支給細則で定める場合を含む。) は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、本俸、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として支給細則で定める場合は、この限りではない。

- 一 300 キロメートル以上 100 分の 10
  - 二 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等 (以下この項において「当初広域異動等」という。) の日から 3 年を経過する日までの間の異動等 (以下この項において「再異動等」という。) により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときには当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前 2 項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前 2 項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前 2 項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に關し必要な事項は、支給細則で定める。

#### (住居手当)

第 13 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅 (賃間を含む。第 3 号において同じ。) を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃 (使用料を含む。以下同じ。) を支払っている職員
- 二 第 14 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払って

いる職員又はこれらの職員と権衡上必要があると認められる職員。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
  - 二 前項第二号に掲げる職員 第1号の規定により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項の規定は、国家公務員宿舎等に居住している場合又は父母若しくは配偶者の父母が居住している住居の一部を借り受けこれに居住している場合には、適用しない。
- 4 前3項に定められているもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、別に定める。

#### （通勤手当）

第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に従いそれぞれ当該各号に定める額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
  - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

- 口 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員  
4,200円
- ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員  
7,100円
- ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員  
10,000円
- ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員  
12,900円
- ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員  
15,800円
- ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員  
18,700円
- チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員  
21,600円
- リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,  
400円
- ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,  
200円
- ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,  
000円
- ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,  
800円
- ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600円
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する事を常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額の合計額、第 1 号に定める額又は前号に定める額とする。
- 2 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、前項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するもので

あると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、国等から派遣されて引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要と認められるものの通勤手当の月額の算出について準用する。
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （単身赴任手当）

第14条の2 事業所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活す

ることを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国等から派遣されて引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった日の直前の住居から職員となった日の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員には、第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前4項に規定する別に定める事項は、国家公務員に準じて定めるものとする。

#### （超過勤務手当）

第15条 正規の勤務時間外の勤務又は休日勤務を命ぜられた職員については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
- 二 休日における勤務 100分の135（休日に勤務することを命ぜられた職員に対して休日の振替を行った場合を除く。代休を取得した場合は100分の35）
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（法定休日を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 第11条第1項第1号に掲げる職務にある職員には、超過勤務手当は支給しない。
- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 第11条第1項第1号に掲げる職務にある職員が臨時又は緊急の必要により休日(就業規則第8条に規定する休日)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を越えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(特別手当)

第16条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して6月30日及び12月10日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

なお、基準日在職する職員のうち、懲戒規程の規定により停職の処分を受けている職員には特別手当を支給しない。

- 2 特別手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第16条の2 寒冷地手当は、北海道札幌市に所在する事業所に在勤する職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給額に関し必要な事項は、別に定める。

(宿日直手当)

第16条の3 宿日直手当は、就業規則第9条の2の規定に基づき、宿日直勤務を行った職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在宅勤務等手当)

第16条の4 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間を

除く。) の全部を勤務することを、別に定める期間について 1箇月当たり平均 10 日以上の許可を受けた職員には、別に定めるところにより在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、別に定める。

(監視手当)

第16条の5 監視手当は、独立行政法人等に対するサイバー攻撃等不審な通信の横断的な監視等を行う業務に關係する特定の連絡について受電等を行う職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、監視手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業務調整手当)

第16条の6 業務調整手当は、国家行政施策の実行や関係省庁との調整業務に従事する職員の業務の特殊性・困難性を踏まえ支給する。

- 2 業務調整手当の額は、別表第4に掲げる等級に応じ、それぞれ同表に定める業務調整手当の額とする。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しない日又は時間があるときは、特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日又は時間につき、それぞれ第22条に規定する勤務1日当たりの給与額又は第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(欠勤者の給与)

第18条 傷病による欠勤期間の給与は、普通傷病の場合にあっては、6月間(結核性疾患の場合にあっては1年)基本給の全額を支給する。

- 2 前項以外の事由による欠勤の場合で、その欠勤が引き続き1月を超えるときは、その1月を超えた日から当該欠勤の継続するまでの間、基本給の半額を支給する。

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第7条に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額から労災法の定めるところに従い給付された休業補償又は長期傷病補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が業務上の理由によらない傷病により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、基本給、地域手当、広域異動手当、住居手当及び特別手当の100分

の 80 を支給することができる。

- 3 職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満 2 年に達するまでは、基本給、地域手当、広域異動手当、住居手当及び特別手当の 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、特別手当及び住居手当の 100 分の 60 を支給することができる。
- 5 職員が前 4 項に規定する理由以外の理由により休職にされたときは、その休職の期間中の基本給、地域手当、広域異動手当、住居手当及び特別手当の支給については、その都度定める。
- 6 第 2 項、第 3 項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 16 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の特別手当を支給することができる。

(介護休業者の給与)

- 第 19 条の 2 職員の介護休業期間の給与については、その期間の勤務しない日につき、第 22 条に規定する勤務 1 日当たりの給与額を減額する。
- 2 職員が独立行政法人情報処理推進機構介護休業等に関する規程第 9 条第 1 項に規定する勤務時間の短縮の措置を受けて勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
  - 3 介護休業を受けた職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休業を受けた期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(育児休業者の給与)

- 第 19 条の 3 職員の育児休業の期間については、給与を支給しない。ただし、第 16 条に規定する基準日在職する職員には、別に定めるところにより、特別手当を支給する。
- 2 職員が育児休業を開始した月又は終了した月に勤務しない日があるときは、その勤務しない日につき、第 22 条に規定する勤務 1 日当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
  - 3 職員が独立行政法人情報処理推進機構育児休業等に関する規程第 15 条第 1 項に規定する勤務時間の短縮の措置を受けて勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
  - 4 育児休業を終了した職員が復職した場合には、当該育児休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(特殊な退職及び死亡の場合の支給額)

第20条 定年退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、その者が現に受けるべきその月分の基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の全額を支給する。

(日割計算)

第21条 次の各号の場合は、基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当については、勤務1日当たりの給与額を日割計算によって支給する。

- 一 新たに基本給又は職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当若しくは通勤手当を受けることになり、又はこれに変更があった場合
- 二 前条に規定する理由以外の理由で退職した場合
- 三 長期欠勤者で基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当が減額されていた者が出勤した場合
- 四 休職者で基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当が減額された者が復職した場合

(勤務1日当たりの給与額)

第22条 第17条に規定する勤務1日当たりの給与額は、本俸月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、第19条、第19条の2、第19条の3及び第21条に規定する勤務1日当たりの給与額は、基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当を当該月における日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。ただし、通勤手当については本条に定めるものほか、別に定めるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第23条 第15条、第17条、第19条の2及び第19条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額、職務手当の月額、本俸の月額に第12条第2項で定める地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の処理)

第24条 前2条の規定による給与計算において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(執行役員の給与)

第25条 執行役員（上席執行役員を含む。）の職務にある職員の給与については、別に定める。

(雑則)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月5日から施行する。
- 2 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）設立の際、情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）又は財団法人日本情報処理開発協会情報処理技術者試験センター（以下「開発協会」という。）の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、協会又は開発協会の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 平成16年1月4日現在協会及び開発協会に在職する職員であって、同年1月5日に本俸の決定を行った者の昇給については、第7条の規定にかかわらず、必要な調整を行うことができる。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員（基準日前から協会又は開発協会の職員であって、引き続き機構の職員となった者をいう。以下「継続職員」という。）のうち、基準日において55歳（以下「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において58歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。）のうち、機構設立の際、協会又は開発協会の職員であった者については情報処理振興事業協会職員給与規程の従前の例により昇給させることができる。
- 5 継続職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において53歳を超えて、55歳を超えていない職員については、第7条第3項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した後も、情報処理振興事業協会職員給与規程の従前の例により昇給させることができる。
- 6 継続職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において50歳を超えて、53歳を超えていない職員については、55歳に達した日後も、2回に限り、情報処理振興事業協会職員給与規程の従前の例により昇給させることができる。
- 7 基準日以後に、国家公務員、地方公務員、独立行政法人等からの人事交流等により新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又は前2項の職員との権衡上必要があると認められる職員については、昇給停止年齢に達した日後も、前3項の規定により昇給させることができる。
- 8 この附則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則（平成16年3月26日 2003情総第151号・一部改正）  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日 2004情総第65号・一部改正）  
この規程は、平成16年10月15日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年8月31日 2005情総第59号・一部改正）  
(施行期日)  
1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。  
(独立行政法人情報処理推進機構寒冷地手当支給細則の廃止)  
2 独立行政法人情報処理推進機構寒冷地手当支給細則（平成16年1月5日 2003情総第62号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月29日 2005情総第107号・一部改正）  
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日 2005情総第119号・一部改正）  
この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日 2005情総第166号・一部改正）  
(施行期日)  
1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(本俸の引下げに伴う経過措置)  
2 この規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員であって、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（2009情総第108号）の別表第1の減額改定対象職員は、平成26年3月31日までの間、その者の受ける本俸月額が同日において受けた本俸月額に100分の99.1を乗じて得た額に達しないこととなる場合には、本俸月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（2010情総第132号）による改正後の職員給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本俸として支給する。  
(平成22年3月31日までの経過措置)  
3 平成22年3月31日までの間における改正後の規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「112分の100」とあるのは「107分の100」とする。  
(地域手当の支給割合の経過措置)  
4 平成22年3月31日までの間における改正後の規程第12条第2項の規定の適用につい

ては、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の7
大阪府大阪市	100分の5
愛知県名古屋市	100分の5
福岡県福岡市	100分の1

附 則（平成 19 年 3 月 29 日 2006 情総第 164 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(職務手当の経過措置)
- 2 改正後の規程第 11 条の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に受けた職務手当の額に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と同日にその職員が受けた職務手当との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職務手当として支給する。
  - 一 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
  - 二 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
  - 三 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
  - 四 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 3 規程（平成 18 年 3 月 31 日 2005 情総第 166 号）の附則第 3 項中「平成 22 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」とする。
- 4 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における規程第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「112 分の 100」とあるのは「108 分の 100」とする。  
(地域手当の支給割合の経過措置)
- 5 規程（平成 18 年 3 月 31 日 2005 情総第 166 号）の附則第 4 項中「平成 22 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」とする。
- 6 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における規程第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の8
大阪府大阪市	100分の6
愛知県名古屋市	100分の6
福岡県福岡市	100分の2

（平成 20 年 3 月 31 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

7 平成20年3月31日までの間においては、改正後の規程第12条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則（平成19年9月26日 2007情総第87号・一部改正）  
この規程は、平成19年10月1日から施行する。

- 附 則（平成20年2月22日 2007情総第174号・一部改正）  
(施行期日等)
- 1 この規程は、平成20年2月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
(職務手当の経過措置)
  - 2 規程（平成19年3月29日 2006情総第164号）の附則第4項中「108分の100」とあるのは「108.5分の100」とする。  
(地域手当の支給割合の経過措置)
  - 3 規程（平成19年3月29日 2006情総第164号）の附則第6項の表を次のように改める。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の8.5
大阪府大阪市	100分の6
愛知県名古屋市	100分の6
福岡県福岡市	100分の2

- 附 則（平成20年3月12日 2007情総第191号・一部改正）  
(施行期日)
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(職務手当の経過措置)
  - 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「112分の100」とあるのは「110分の100」とする。  
(地域手当の支給割合の経過措置)
  - 3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における規程第12条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の10
大阪府大阪市	100分の7
愛知県名古屋市	100分の6
広島県広島市	100分の1

福岡県福岡市	100分の3
--------	--------

附 則（平成21年2月18日 2008情総第134号・一部改正）

（施行期日）

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
(地域手当の支給割合の経過措置)
- 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における規程第12条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の11
大阪府大阪市	100分の8
愛知県名古屋市	100分の6
広島県広島市	100分の3
福岡県福岡市	100分の4

附 則（平成21年4月30日 2009情総第5号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、平成21年4月23日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 2009情総第108号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月7日 2010情総第7号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日 2010情総第132号・一部改正）

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 平成30年3月31日までの間、別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の本棒を受ける職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 本棒 当該職員の本棒に100分の1.5を乗じて得た額
  - 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

- 三 地域手当 当該職員の本俸に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- 四 広域異動手当 当該職員の本俸に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- 五 特別手当 それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該職員の本俸、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（管理監督の地位にある職員にあっては、その額に当該職員の本俸に第 16 条第 3 項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、別表第 4 で定める職員については当該職員の本俸、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を基礎として別に定める基準により計算して得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
- 3 附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による算出した給与額から、当該職員の本俸並びにこれに対する地方手当および広域異動手当の月額の合計額に当該年度における 1 月の平均所定勤務時間数で除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」とする。

附 則（平成 24 年 1 月 31 日 2011 情総第 121 号・一部改正）

この規程は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 11 日 2012 情総第 9 号・一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 24 年 5 月 11 日から施行し、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。  
(職員の給与の特例)
- 2 この規程の施行の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、規程第 5 条に規定する俸給表の適用を受ける職員に対する本俸月額の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の等級	支給減額率
1 等級及び 2 等級	100 分の 9. 77
3 等級及び 4 等級	100 分の 7. 77
5 等級及び 6 等級	100 分の 4. 77

- 3 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に

当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 職務手当 当該職員の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の本俸月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該職員の本俸月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 四 特別手当 当該職員が受けるべき特別手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 五 第 19 条第 2 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからハまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからハまでに定める額
  - イ 第 19 条第 2 項又は第 3 項 前項及び第二号から第四号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
  - ロ 第 19 条第 4 項 前項及び第四号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
  - ハ 第 19 条第 6 項 第四号に定める額
- 4 特例期間においては、第 19 条第 1 項に規定する休職者の給与については、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、同項により算出した給与の全額より第 2 項及び前項各号に定める額を減じて得た額から、労災法の定めるところに従い給付された休業補償又は長期傷病補償の額を控除した残額を支給する。
- 5 特例期間においては、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 23 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸の月額、本俸の月額に第 1 条第 2 項で定める地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を当該年度の 1 月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに職務手当の月額を当該年度の 1 月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- (端数処理)
- 6 この規程に基づき給与を減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 2012 情総第 118 号・一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 25 年 7 月 1 日の昇給の特別措置)
- 2 平成 25 年 7 月 1 日の昇給については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日 2014 情総第 87 号・一部改正）

- この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 6 号・一部改正）

- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、改正後の規程第 5 条の規定による本俸の額がこの規程の施行の日の前日に受けていた本俸の額に達しないこととなる職員には、当該本俸のほか、当該本俸と同日にその職員が受けていた本俸との差額に相当する額（独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（2010 情総第 132 号）による改正後の同規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を本俸として支給する。
- 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 12.5
大阪府大阪市	100 分の 9.5
愛知県名古屋市	100 分の 8
広島県広島市	100 分の 4
福岡県福岡市	100 分の 4

- 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程第 14 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日 2015 情総第 158 号・一部改正）

- この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日 2016 情総第 31 号・一部改正）

（施行期日）

- この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 7 月 1 日の昇給の特別措置）

- 2 平成 28 年 7 月 1 日の昇給については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日 2016 情総第 144 号・一部改正）

- この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日 2016 情総第 161 号・一部改正）

（施行期日）

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成 32 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 9 条第 3 項で定める支給額は、次の表のとおりとする。

扶養親族		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 2 項第 1 号 に該当する 配偶者	下記以外の職員	10,000 円	6,500 円	6,500 円
	1 等級職員	10,000 円	6,500 円	3,500 円
第 2 項第 2 号に該当する子		8,000 円	10,000 円	10,000 円
第 2 項第 3 号 から第 6 号 までのいず れかに該当 する者	下記以外の職員	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	1 等級職員	6,500 円	6,500 円	3,500 円
職員に配偶者がない場合（子 1 人のみ）		10,000 円	10,000 円	10,000 円
職員に配偶者及び扶養親族と なる子がない場合の扶養親 族（父母等 1 人のみ）		9,000 円	上記の父母等の額	

附 則（平成 30 年 3 月 8 日 2017 情総第 369 号・一部改正）

- この規程は、平成 30 年 3 月 9 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 133 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 27 日付けの附則中、「平成 32 年 3 月 31 日」とあるのは、「2020 年 3 月 31 日」と読み替える。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日からの規程第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「112 分の 100」とあるのは「114 分の 100」とする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日 2018 情総第 574 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 2018 情総第 605 号・一部改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 2019 情総第 616 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日 2020 情総第 1377 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 2021 情総第 665 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 24 日 2022 情総第 510 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第一の改正については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日 2022 情総第 759 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年6月27日 2023情総第278号・一部改正）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年11月29日 2023情総企第438号・一部改正）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、別表第一の改正については、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和6年3月21日 2023情総企第763号・一部改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の本俸は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、次の各号に掲げるところによる。
  - 一 特定日以前に当該職員に適用されていた本俸及び職務手当の合計額に百分の七十を乗じて得た額から、特定日以降に当該職員に適用される職務手当を減じた額（以下「特定日後算出額」という。）が、特定日以降に当該職員に適用される等級の最低の号俸と同じ額に達しない額であるときは、当該等級の最低の号俸とする。
  - 二 特定日後算出額が、特定日以降に当該職員に適用される等級の最低の号俸以上の額であり、同等級の最高の号俸の額以下の額であるときは、同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸）とする。
  - 三 特定日後算出額が、特定日以降に当該職員に適用される等級の最高の号俸を上回る額であるときは、当該等級の最高の号俸とする。
- 3 前項の規定は、特定日以降も管理監督職を占める職員においては適用しない。

附 則（令和6年6月26日 2024情総企第261号・一部改正）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日 2024情総企第837号・一部改正）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年1月8日 2024情総企第877号・一部改正）

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第一の改正については、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和7年3月27日 2024情総企第1226号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 令和8年3月31日までの間における改正後の第9条の適用については、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは  
「五 重度心身障害者  
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については1等級職員以外の職員については3,000円、1等級職員については支給しない」とする。
- 3 令和8年3月31日までの間における改正後の第10条第3項の適用については、同項中「支給額の改定」とあるのは「支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）  
及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等」とする。

附 則（令和7年4月24日 2025情総企第72号・一部改正）

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

附 則（令和7年6月18日 2025情総企第201号・一部改正）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年12月24日 2025情経企第582号・一部改正）

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第16条の6の新設及び別表第1の改正については、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

別表第1（第5条関係）

俸 紹 表

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	398,200	340,300	293,600	273,300	236,000	192,500
2	400,700	342,500	295,600	273,900	238,200	194,400
3	403,100	344,500	297,700	274,200	240,400	196,200
4	405,400	346,600	299,700	275,300	242,100	198,000
5	407,700	348,700	301,700	275,800	244,000	199,900
6	410,100	350,700	303,800	276,500	246,100	202,900
7	412,500	352,700	305,900	276,900	247,800	205,200
8	414,700	354,600	308,000	278,000	249,800	207,700
9	417,000	356,700	309,900	278,400	251,700	209,800
10	419,400	358,900	312,100	279,200	253,800	212,500
11	421,700	360,900	314,200	280,100	255,600	214,800
12	424,100	363,000	316,300	281,000	257,600	217,100
13	426,400	364,900	318,400	282,100	259,700	219,000
14	428,800	366,900	320,500	283,200	261,200	222,100
15	431,100	368,900	322,200	284,100	262,800	224,900
16	433,300	370,900	323,700	285,100	263,600	226,500
17	435,600	373,000	325,100	286,000	265,300	228,300
18	437,900	375,300	326,700	286,600	266,500	229,800
19	440,200	377,600	327,800	287,500	268,000	231,300
20	442,600	379,900	329,000	288,500	269,000	233,500
21	444,800	382,100	330,200	289,700	269,800	235,400
22	447,000	384,200	331,700	291,000	270,600	237,600
23	449,400	386,600	333,300	292,300	271,500	238,700
24	451,500	388,700	335,100	293,400	272,500	240,400
25	453,800	390,600	336,600	294,700	273,500	242,000
26	456,000	392,900	338,400	296,300	274,200	243,200
27	458,200	394,900	340,400	297,200	275,400	244,800
28	460,400	397,200	342,100	298,500	276,200	246,300
29	462,600	399,100	344,000	299,900	277,300	247,600
30	465,000	401,200	345,900	301,200	278,200	249,200
31	467,300	403,200	347,900	302,900	279,000	250,000
32	469,800	405,300	349,400	303,700	279,700	250,900

33	471, 900	407, 700	351, 300	304, 800	280, 600	252, 200
34	474, 200	409, 900	353, 100	305, 900	281, 400	252, 400
35	476, 300	412, 100	355, 200	306, 600	282, 500	253, 500
36	478, 300	414, 400	356, 800	308, 200	283, 000	254, 300
37	480, 500	416, 800	358, 700	308, 900	284, 000	255, 300
38	482, 700	419, 400	360, 500	310, 200	285, 100	255, 500
39	484, 500	421, 900	362, 700	311, 600	285, 700	256, 200
40	486, 300	424, 500	364, 300	312, 800	286, 500	256, 900
41	487, 800	426, 900	366, 000	314, 000	287, 300	257, 200
42	489, 100	429, 500	367, 700	315, 500	288, 500	257, 600
43	491, 300	431, 800	369, 300	316, 600	289, 000	257, 800
44	493, 700	434, 100	371, 600	318, 000	290, 100	258, 200
45	495, 900	436, 500	373, 700	319, 400	291, 100	258, 400
46	498, 300	438, 800	376, 000	320, 600	291, 300	258, 900
47	500, 800	441, 100	378, 000	321, 900	292, 300	259, 100
48	503, 100	443, 500	380, 000	323, 300	293, 400	259, 700
49	505, 300	445, 600	382, 000	324, 000	294, 000	259, 800
50	507, 500	447, 800	383, 700	325, 500	294, 900	260, 100
51	509, 900	450, 000	385, 500	326, 800	295, 800	260, 100
52	512, 300	452, 100	387, 300	327, 900	296, 700	260, 600
53	514, 600	454, 100	389, 100	329, 100	297, 000	260, 800
54	517, 000	455, 900	390, 700	330, 200	297, 900	261, 300
55	519, 300	457, 900	392, 300	331, 200	298, 700	261, 500
56	521, 600	459, 400	394, 100	332, 500	299, 300	261, 800
57	524, 000	460, 200	395, 700	333, 500	299, 900	262, 200
58	526, 200	461, 200	397, 000	334, 500	300, 500	262, 600
59	528, 600	462, 400	398, 100	335, 600	301, 200	263, 100
60	530, 800	463, 000	399, 200	336, 700	301, 800	263, 400
61	533, 100	464, 600	400, 300	337, 900	302, 700	263, 500
62	535, 100	466, 400	401, 300	338, 900	303, 300	263, 700
63	537, 000	468, 000	402, 200	340, 100	304, 200	264, 000
64	539, 100	469, 600	403, 200	341, 100	305, 000	264, 400
65	541, 100	471, 100	404, 000	342, 200	305, 800	264, 700
66	542, 600	472, 700	404, 800	343, 000	306, 600	265, 000
67	544, 000	474, 200	405, 400	343, 900	307, 300	265, 200

68	545, 300	475, 700	405, 600	344, 300	308, 000	265, 400
69	546, 700	477, 100	406, 000	345, 000	308, 600	265, 700
70	547, 900	478, 200	406, 400	345, 600	309, 200	265, 800
71	549, 100	479, 500	406, 700	346, 300	310, 000	266, 100
72	550, 300	480, 700	407, 000	346, 900	310, 600	266, 200
73	551, 500	481, 800	407, 100	347, 400	311, 200	266, 500
74	552, 600	482, 900	407, 400	348, 000	311, 700	266, 700
75	553, 500	484, 000	407, 900	348, 400	312, 100	266, 800
76	554, 500	484, 900	408, 300	348, 900	312, 500	267, 000
77	555, 400	486, 000	408, 700	349, 400	313, 000	267, 200
78		487, 000		350, 000		
79		487, 700		350, 800		
80		488, 600		351, 200		
81		489, 500		351, 800		
82		490, 300		352, 400		
83		490, 900		353, 200		
84		491, 600		353, 800		
85		492, 200		354, 200		
86				354, 800		
87				355, 400		
88				355, 800		
89				356, 500		

別表第2（第11条関係）

職務の区分	等級	職務手当
センター長及び副センター長	1等級	147, 800円
特命担当部長及び部長	1等級	144, 050円
シニアエキスパート	1等級	95, 300円
	2等級	87, 800円
副部長	2等級	136, 550円
グループリーダー、室長、及びプロジェクトチームのチーム長	2等級	129, 100円
エキスパート	2等級	80, 400円
調査役	2等級	70, 600円
サブグループリーダー及び主幹	3等級	28, 200円

別表第3（第12条関係）

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の14

別表第4（第16条の6関係）

等級	業務調整手当
1等級	51,800円
2等級	51,800円
3等級	10,000円
4等級	2,000円
5等級	2,000円
6等級	2,000円